

入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

問い合わせ 危機管理課



市民の皆さまにおかれましては、日ごろから新型コロナウイルス感染予防に努めていただき、ありがとうございます。感染が治まらない中、第3波と言われる感染拡大が進んでおり、市としても大変危惧しているところでございます。

このような状況を受け、市としてもあらためて感染拡大防止に向けて、市民の皆さまへお願いとお知らせをさせていただくため、新型コロナウイルス感染症の情報に特化した「広報いるま号外」をお届けさせていただいております。

今後、新型コロナウイルス感染拡大については、まだまだ不透明な状況が続くものと思われませんが、市民が一つになって危機意識を共有し、これまでの当たり前を根本的に見直しながら、叡智を結集して感染症対策に正面から向き合っていかなければならないと感じております。

今後も、市民の皆さまの感染防止に全力をあげて対応してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年12月19日 入間市長 杉島理一郎

市民の皆さまへ

「静かなマスク会食」にご協力ください

問い合わせ 危機管理課

基本的な感染症対策もお忘れなく！

これからの時期は忘年会や新年会、帰省など人との接触の機会が増加します。会食を行う際には「少人数」で「静かなマスク会食」を徹底し、感染リスクの低減を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
※「マスク会食」とは、会食時の会話をする際に常にマスクを着用する取り組みです

事業者の方へ

「入間市マスク会食キャンペーン」を実施します

問い合わせ 商工観光課

市では「マスク会食」を奨励するため以下の条件を満たす店舗を対象として、1店舗につき不織布マスク500枚（50枚×10箱）を配付します。
※この取り組みは、市へ寄附をいただいたマスクを活用して実施します

■配付条件

彩の国「新しい生活様式」宣言書に①マスク会食の徹底、②仕切りの設置または着席位置の工夫による飛沫防止、③大皿等での提供を避ける、④感染発生状況の情報提供を宣言に加え、店内等に掲示
※対象となる店舗は市公式ホームページをご覧ください

■申請

12月22日（火）から令和3年1月31日（日）（年末年始および土日祝日を除く8：30～17：15、当日消印有効）までに「入間市マスク会食キャンペーン事業マスク受領申請書」を商工観光課に提出
※なくなり次第終了します。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



中小事業者等が所有する償却資産および事業用の家屋に係る固定資産税等の軽減措置

問い合わせ 資産税課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の措置に起因して、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1または零（ゼロ）となります。

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	零（ゼロ）

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高と、前年の同期間との比較

- ・「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・個人事業者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業者

■適用手続き

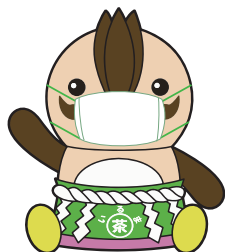
「固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書」と併せて、添付書類（償却資産申告書（事業用の家屋は除く）、収入減を証する書類等）を令和3年1月4日（固定資産税の賦課基準日が1月1日であるため）から令和3年2月1日までに資産税課へ提出してください。なお、期限を過ぎると適用となりませんので注意してください。

詳しくは、市公式ホームページまたは資産税課までお問い合わせください。



イベントの中止・延期について

問い合わせ 危機管理課



新型コロナウイルス感染拡大に伴い、急遽イベントを中止・延期にする場合があります。詳細は担当課所にお問い合わせをいただくか、市公式ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症「イベント中止・延期のお知らせ」▶

URL <http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/bousai/1010191/1010659/1010182.html>



入間市老人福祉センターやまゆり荘のガイドラインの改訂

問い合わせ 高齢者支援課、入間市老人福祉センター（☎ 2934-5315）

12月1日（火）から「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入間市老人福祉センターやまゆり荘のガイドライン」に右の2点を加えました。

感染すると重篤化の恐れが大きい高齢者の「命」を守るための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

改訂内容

- ・マスク着用を徹底するため、食事の時間は正午から午後1時までとし、それ以外の時間は食事（軽食や菓子なども含む）をお断りします。
- ・やまゆり荘の敷地内での飲酒はお断りします。

※広報いるま 12月1日号 10ページでお知らせした「年末年始業務案内」の記事で、老人福祉センターやまゆり荘の休所日に誤りがありました。

正しくは **12月28日（月）から1月4日（月）**までが休所日です。訂正してお詫びします。

■郵送申告にご協力ください

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送等の申告方法を利用してください。

なお、令和2年分所得にかかる市県民税の申告と所得税の確定申告の受付日程は、広報いるま1月1日号をご覧ください。

※感染症拡大および会場の混雑状況等により、申告の受付体制が変更・中止となる場合があります。

■市県民税の申告

年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方、前年中に所得がなかった方は、郵送で簡単に申告ができます。郵送には、当市から送付する市県民税申告書と同封の返信用封筒をお使いください。

なお、市県民税申告書は、昨年度申告いただいた方を主対象とし、令和3年1月末頃に発送予定です。申告書の送付対象でない方で、申告書の送付をご希望の方は、市民税課までお問い合わせください。（発送は1月末以降）

※郵送された資料（源泉徴収票、各種保険料控除証明書など）は返却できませんので、原本が必要な方は写しを提出してください。

■所得税の確定申告

申告期間中は税務署内が大変混み合いますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。休日や夜間でも申告することができます。所得税の確定申告書、医療費の明細書、青色申告決算書、収支内訳書、消費税（個人）および贈与税の申告書などが簡単に作成できます。

また、タックスアンサーではよくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。詳しくは、国税庁ホームページ（URL <https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

ご自分で確定申告書等を作成された方は、e-Taxをご利用いただくか、「控」をお手元に残し、郵便または信書便で早めに提出してください。

※郵送された資料（各種保険料控除証明書など）は、お返しできません。



問い合わせ

市県民税の申告に関すること

入間市役所市民税課

☎ 04-2964-1111（内線 2114～2117）

所得税の確定申告に関すること

所沢税務署 ☎ 04-2993-9111（自動音声案内）

確定申告書の送付先

〒 359-8601 所沢市並木 1 - 7

「入間市小規模事業者等追加支援事業」、 「入間市飲食事業者宅配・ テイクアウト等支援事業」の申請期限を延長します

広報いるま号外第7号で申請期限についてお知らせしましたが、以下のとおり期限を延長します。

申請期限

12月25日(金) → 令和3年1月31日(日) (消印有効)

市では新型コロナウイルス感染症の注意喚起や感染者数を、茶の都メールや SNS で配信しています。茶の都メールは、利用登録した方へ、行政情報などをメールで送るサービスです。

SNS を使っていない方でも、メールアドレスがあれば、茶の都メールから情報を得ることができますので、ぜひご登録ください。

登録してあるのに、コロナウイルスに関する情報が来ないという方は、登録した情報の種類が間違っている可能性があります。また、機種変更などでメールアドレスが変わった場合は、登録をやり直してください。

■登録できる情報の種類

- ・ 市政情報
 - ↳ 新型コロナウイルス感染症情報を含む
- ・ イベント情報
- ・ 献血の日程
- ・ 防犯情報
- ・ 「防災いるま」の放送内容
- ・ 休日当番医
- ・ 防災情報

登録はこちら▼

「茶の都メール」について
URL http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/kouho/mail_haishin.html



18の国（くに）の言葉（ことば）で書（か）かれた 新型（しんがた）コロナウイルスの情報（じょうほう）

外国人の方へ

問い合わせ 自治文化課

下（した）のホームページで新型（しんがた）コロナウイルスの情報（じょうほう）を見（み）ることができます。



内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
(COVID-19 Information and Resources)
URL <https://corona.go.jp/>

職場など身の回りに外国語での情報を必要としている方がいましたら、お伝えをお願いいたします。



市民の皆さまへ

年末年始の過ごし方

問い合わせ 危機管理課

新型コロナウイルス感染症が流行してから初めての年末年始を迎えることとなります。

皆さまには感染拡大を防ぐため、年末年始を静かに過ごす以下の工夫をしていただくよう、ご協力をお願いします。

- ・ 不特定多数での「忘年会・新年会」は見送り、なるべく普段から一緒にいる人と少人数での「忘年会・新年会」やオンラインでの開催を検討してください
- ・ 「年末年始の帰省」は、時期の分散だけでなく、延期も含め慎重に検討してください
- ・ 日常生活から、マスク着用等の基本的な感染症対策の徹底をしてください

このほかにも、内閣官房ホームページではマスクの効果や場面ごとの感染症対策等の情報を発信しています。ぜひご覧ください。 <https://corona.go.jp/proposal/>



発行日 令和2年12月19日 発行 入間市 編集 危機管理課 新型コロナウイルス感染症対策担当
〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 ☎ 04-2964-1111